

厚木市立公民館図書室管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央図書館とオンライン・ネットワークを結ぶ公民館図書室（以下「図書室」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(休室日)

第2条 図書室の休室日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (2) 特別整理期間として市長が定める期間
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第1号に掲げる日を除く。）
- (4) 中央図書館の施設保守日
- (5) 公民館の施設点検等の日

(開室時間)

第3条 開室時間は、午前10時から午後零時30分まで及び午後1時30分から5時までとする。ただし、荻野公民館図書室及び南毛利公民館図書室は、午前10時から午後5時までとする。

(資料の貸出しの冊数、期間及び方法)

第4条 資料の貸出しの冊数、期間及び方法については、厚木市立図書館条例施行規則（令和6年厚木市規則第3号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定にかかわらず、団体貸出しにおいて、1団体に対して貸し出すことができる図書資料は、50冊以内とする。

(職員の配置)

第5条 図書室の円滑な管理運営を行うため、公民館図書室嘱託員を配置する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。